

～すべての人達に働く場と雇用と社会保障を!～

就労継続支援 A 型事業所
特定非営利活動法人 社会的就労支援センター
京都フラワー

TEL & FAX. 075-574-7088
E-mail. flower-mh@outlook.jp

〒601-8433
京都市南区西九条東柳ノ内町43番地

近鉄十条駅から徒歩5分、地下鉄十条駅、
市バス九条車庫から徒歩10分、
京都駅から徒歩20分ほどの距離です。
油小路通りに面しています。



URL. <https://flower-mh.wixsite.com/emamoemamo/untitled-mainpage>

指定特定相談支援事業所
相談支援事業所
フラワー

TEL. 075-682-6787
FAX. 075-574-7088

E-mail. flower-soudan@outlook.jp

〒601-8433
京都市南区西九条東柳ノ内町43番地
(京都フラワー内)

真心を込めて、笑顔で働き、仲間と一緒に毎日を充実させませんか？

京都フラワーは、労働統合型社会的企業です。失業者も障害者も同じ施設で訓練を受け再就職を果たしています。京都フラワーは、就労継続支援A型事業のフレームを活用し、障害のある方々、失業者の方々の就労支援を積極的に展開し、ミッションである「働く場と雇用と社会保障」を多くの人に提供してきました。令和2年1月には、指定特定相談支援事業所フラワーも開所いたしました。今後も皆様のご協力をお願いいたします。

京都フラワーの支援の特徴は、協力企業内で働く施設外就労を積極的に取り入れていることです。福祉事業所内には、企業のような専門性を持った高度専門職業人は存在しません。さらに、仕事に必要な設備、ノウハウ、資金もありません。高度専門職業人から手解きを受けた職員により、本物の職場で実践によるOJT（職業訓練）が、自らの生活の質を向上させたい、就職を目指す利用者さんには欠かせない支援と京都フラワーは考えています。なお、京都フラワーは安易な考えで施設外就労を実施しておりません。イタリアの労働統合型社会的企業の研究を長年続け、その結果、施設外就労支援を選択したのです。研究は今も続いています。

京都市

地域のためにできること

寄附という応援のかたち

京都市では、市民活動を市民が支える社会の構築に向けて、寄附を通じた市民の社会参加と寄附を財源とするNPO法人の活動を促進しています。



NPO法人にとっての寄附とは？

営利を目的としない公益活動を行うNPO法人にとって、財政基盤の安定化を図ることは重要な課題であり、特定の財源に依存しない財政面での自立につながる寄附金は、貴重な財源の一つとなっています。

NPO法人は、社会の様々な課題の解決に向け、地域の住民組織とともに、地域社会を支える主体の一つとして、重要な役割を担っています。

あなたも「寄附」というかたちでNPO法人の活動を応援してみませんか。



市所管のNPO法人や市内の自治会・町内会等の情報については、「京都市自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」を御覧ください。

京都市 NPO おうえん 検索

このパンフレットはNPO法人の活動を知っていただき、寄附文化の醸成を促進することを目的とした京都市の補助金を活用して作成しています。

1 就労継続支援A型事業所から多くの企業様へ!

京都フラワーは、就労継続支援A型事業所です、障害者、就職まで達しない健常者の就労支援を実施する労働統合型社会的企業でもあります。労働統合型社会的企業とは、ニートやシングルマザー、高齢者等を職員として雇用し、利用者支援に当たり、雇用と社会保障を提供します。この取り組みはEU圏内ではスタンダードな支援方法です。そして、その運営を継続するための生産活動を支援する事業体は一

般企業です。

京都フラワーの支援は協力企業内で実施する施設外就労に基本を置いています。福祉事業所には企業のような人財、設備、資金はありません。本物に接してこそ、皆の実力が発揮できると考えています。京都フラワーの目的を継続的に実施するためには、企業様との連携が不可欠です。今後も多くの企業様からご支援を賜りたく存じ上げます。

2 地域の企業様との連携

京都フラワーは、地域の企業様と連携し、請負契約を結ぶことで、企業様から施設外就労を実施できる専用の仕事を整備していただき、利用者さんの収益事業を展開してきました。障害のある方々の雇用機会を創出し、安定的で継続的な就労環境を提供することは、京都フラワーが地域の障害のある方々に果たさなければならない責任だと考えています。施設外就労(支援員が1名以上同伴し、地域企業の中で業務を請け負う制度です)を実施することで、地域の企業様から多大なご支援を頂いてきました。施設外就労の職場では協力企業様の仕事を、京都フラワーの利用者さんと職員のみで仕上げて行きます。これは、一般企業内で実践的な就労訓練を実施できるメリットがあり、障害のある方々の就労意欲向上につなげることができます。また、一般就労を目指す利用者さんには、就労移行支援を実施してい

ます。最後に、利用者さんの時給は毎年更新される最低賃金以上での支払いを実施し、障害のある方々の経済的安定を図り、社会自立を促してまいります。

企業様へ…どんな仕事でもかまいませんので、京都フラワーにお任せ下さい。施設外就労という制度を利用して協力企業様内でのお仕事を頂ければ幸いです。利用者の社会保障費、交通費等は京都フラワーが負担しています。企業様が利用者を受け入れて下さることで、新たなパート従業員を雇用することで発生する社会保障費、交通費等の経費節減が可能です。また、京都フラワーは損保会社の対人、物損保険に加入しており、事故や災害が起こった場合、すべて京都フラワーの責任で対処いたします。

3 お仕事の種類

- 1) ベッドメイク作業 2) 病院清掃2ヶ所 3) 工場内の構内清掃 4) 青果の袋詰め作業2ヶ所



4 一般企業へ就職した利用者さん

京都フラワーは、平成27年3月20日に開設いたしました。令和2年2月現在で、11名の利用者が一般企業に就職を果たしています。職種は、一部上場企業、清掃会社、福祉施設、老舗旅館、外食産業等、皆様が知っている企業で働いています。就職しても馴染むことがで

きず、京都フラワーに戻ってくる方もいますが、再度、OJT(職業訓練)に励んでいます。以上のように京都フラワーは就労移行支援にも力を入れています。

5 相談支援事業所 フラワー

京都フラワーの就労継続支援A型事業所と雇用契約を結んだAさん。受給者証はセルフプランで申請、しかし、Aさんの居住する自治体はセルフプランでの申請はできませんでした。早速、相談支援事業所を探し契約。2ヶ月待って相談支援事業所が役所に申請して受理されました。Aさんは、働くまで2ヶ月以上の待機時間を要しました。

京都市以外の市町村ではセルフプランを受理しない自治体が増加しています。Aさんが味わった苦い経験を二度と繰り返さないために、また、障害のわけへだてなく、すべての方の就労の相談、生活の相談を承り、相談を受けた方々の生活の質の向上に寄与したく相談支援事業所を起業しました。

